

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、次の部分については、開示すべきである。

- 1 専門教育科目採点基準（教職及び教科）
- 2 模擬授業評定票のうち、学習指導案、指導力、表現力、人物の各項目についての着眼点を語句及び文章で説明している部分
- 3 面接試験評定票のうち、次の部分
 - (1) 評定項目の欄の表題の部分
 - (2) 各評定項目の着眼点のうち評定項目を文章で説明している部分
- 4 実技試験採点票のうち、実技試験の着眼点等を記述した部分（配点に係る情報を除く部分）
- 5 第1次合格者選考基準のうち、次の部分
 - (1) 「3 配点・評価」の（1）のうち、専門教育科目採点基準を開示することにより明らかになる教職及び教科に関する専門教育科目並びに養護に関する専門科目に係る配点の部分
 - (2) 「3 配点・評価」の「(2) 小論文」に係る記述の部分
 - (3) 「4 選考方法」の「(1) 小学校、中学校、高等学校、盲・ろう・養護学校 教諭」の記述の部分（学習指導案作成の配点及び合計点の部分を除く。）及び「(2) 養護教諭」の記述の部分（ただし、(1) 及び(2) の記載内容に関して別記されている基準の部分は除く。）
- 6 第2次合格者選考基準のうち、「5 選考方法」の（2）の記述の部分（ただし、(2) の記載内容に関して別記されている基準の部分は除く。）

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成17年9月5日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）（以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成17年度及び平成18年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験に係る文書の開示を請求した。

このうち、本件の異議申立てに係る開示請求は、別表の「開示請求内容」欄に記載の文書に係る開示請求（以下「本件請求」という。）である。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、別表の「対象行政文書」欄に記載の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、条例第10条第6号に規定する行政執行情報を不開示とし、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成17年11月2日付けで異議

申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成17年12月21日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分は、様式及び解答例のごく限定された一部の開示にとどめている。不開示の理由を「公にすることにより、教員採用試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としているが、条例第10条第6号に規定される要件のどれに該当するかさえ明示されておらず、「行政情報は公開が原則」という条例の基本及び条例制定の趣旨さえ踏まないものである。

(2) 公立学校教員採用候補者選考試験（以下「選考試験」という。）の問題及びその解答の開示が争われた高知県の事案で、最高裁は2002年10月11日、行政情報公開を請求した県民の訴えを認める判決（以下「参考判決」という。）を下している。この判決を受けて公開された行政文書は、本件請求と同様に、解答例を含む文書である。実施機関が、こうした行政情報の開示をめぐる裁判動向、事例などを知らないとは考えられず、あえて「部分開示」の決定を行ったことは、行政機関として許されざる対応と言うほかない。

参考判決は、「(1)教職教養筆記審査の択一問題の出題範囲及び傾向が予想されやすいのは、その解答形式からある程度やむを得ないことであり、受審者の間では、従来から過去の教職教養筆記審査の出題例を編集した市販の問題集等を用いた受審準備が行われているのであるから、教職教養筆記審査の択一問題とその解答が開示されたからといって、受審者の受審準備状況が変わり、教員にふさわしい受審者を採用することが困難になるとはいいい難いこと」などから、「原審の判断は、是認することができる。論旨は採用することができない。」としている。少なくとも、今回「部分開示」された一連の文書についても、こうした判例動向を検討した上で、「部分」の特定が行われる必要がある。全面開示を求めつつ、こうした状況を踏まえた真摯な再検討を求めるものである。

(3) 実施機関においては、自分も含めた県民の再三の請求を受けて、選考試

験の問題の公開が行われるようになった経緯がある。広島県公文書公開審査会（以下「公文書審査会」という。）による「公開すべき」との答申を受けながら、問題の全面公開を次年度以降に先延ばしした経緯もある。ここに実施機関の行政情報公開に対する消極的な姿勢を見ることができ、本件でも基本的にはこの立場が踏襲されていると指摘せざるを得ない。現段階において、問題は全面公開されている。問題を公開しながら、その解答例を開示しないことに何の意味があるのか。数式の問題に対する解答は開示しながら、記述式と想定される部分の解答例だけを「不開示」とすることにどれほどの意味があるのか。実施機関の行政情報公開に対する姿勢に疑問を抱く措置は早急に取り消される必要がある。

(4) 条例第1条及び第3条の条文は、情報公開制度の導入の基本的な原則を明らかにしている条文と考えられる。その基本的な原則は次の諸点と思われ、この原則に立った行政機関の対応が求められている。

- ・行政情報の開示請求権が住民に付与された権限であることを明らかにし、住民が行政内容を知る権利を制度的に保障するものであること。
- ・行政情報公開制度の導入によって、県政に対する住民の参加や理解・信頼の増進に寄与することを目的としていること。
- ・実施機関は、住民の具体的な開示請求に対して、慎重に検討し、住民の知る権利が十分に尊重されるよう、条例の解釈や運用を行わなくてはならないこと。

理由説明書は、こうした基本原則を踏まえ、異議申立書の内容さえまともに検討していないのではないかと疑いさえ生じさせるものである。それは、自らの事務遂行上の支障を最大根拠に、「部分公開、不開示」という結論がまずあるかのような記述となっていることに端的に表れている。このような理由で「情報開示」を拒むことは、条例制定の基本的な立場からして許されないものである。

(5) 実施機関のように、選考試験の問題や解答は、「公開しない」ことを原則とした運用が一般的であった。問題作成者の困難性や公開による一過性の受験対策などを論拠としたものだが、前記公文書審査会の判断に見られるように、「公開を原則としつつも、その条件整備に一定の時間的な余裕」を与えて当分の間の公開を留保しつつも、教育委員会による条件整備への努力を欠いた対応を批判して「公開すべき」との判断を導くケースが相次ぎ、今日では相当数の実施主体で問題、解答例を公開する流れとなっている。

参考判決は、こうした流れを決定付けたものであり、当時の高知新聞は原審・高松高裁の判決を受けて、社説により、「特殊性の存在は、非開示を認める理由にはならない。むしろ、子どもの教育という社会と深く、広く関わる職業だからこそ、県民に信頼され、納得のいく採用審査が必要ではないか」と強調する一方、「現に非開示で行われている採用審査では、とかくのうわさが絶えない。開示と信頼は不可分の関係にある」と

述べている。

本件に関連する判断は、参考判決の(1)に関連する部分であるが、判決の論理と結論は、択一式問題と論述問題をことさら区別する実施機関の主張が入る余地はなく、また、本件の選考試験をめぐる状況からも参考となる判断となっている。

択一式と論述式という実施機関主張の差異が、この条件下で生じるのかという点であるが、「出題範囲や傾向が予測されやすい」のは、択一問題であるかのようにも読めるが、本県の選考試験については、「論述問題を多く採用し、個人の多様な考えに基づいて解答させる」試験の傾向が顕著になっており、その出題範囲や傾向に関わっても実施機関編集・発行の「広島県教育資料」をはじめとする極めて限定的なものとなっている。この事実は、解答形式等のみならず、実施機関の意図する採用選考試験のあり様からも、問題及び解答の公開が「受審者の受審準備状況が変わり、教員にふさわしい受審者を採用することが困難になるとはいいいない」状況となっている。むしろ、解答例などを不開示とすることで、論述内容とその採点基準、方法などに対する疑念が広がり、選考試験の公平性を確保することが難しくなる状況さえ生まれている。

過去の出題例を参考にした受験準備は、択一式に限らず行われており、この面でも問題及び正答例などの公開は支障がない。選考試験をめぐる憂慮すべき事態を、実施主体者の責任で打開するためにも、問題、解答例、採用基準など一連の文書、手続きが明らかにされる必要がある。

- (6) 理由説明書で実施機関が、本件対象文書を「不開示、部分開示」とする理由として挙げているのは次のような諸点で、もって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すとしている。

○専門教育科目採点基準（教職及び教科）

- ・ 正答の画一化を招く。
- ・ 受験生が自己に有利な解釈をして採点事務に対する無用の誤解を生じる。

○専門教育科目採点基準以外の文書

- ・ 受験者がどのようにすれば高い評価を得られるかということを予測し、偏った受験対策をとることが可能となる。
- ・ 特に、実技試験採点表については、ウエイトの高い内容を重視した偏った受験対策をとることが可能となる。
- ・ その結果、受験者の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難となる。

これらの「不開示理由」の多くは、かつて実施機関が、本件文書の前提である選考試験の問題の公開を争った際に主張してきた論点を踏襲している。当時、実施機関は「(試験問題を公開すると)一過性の受験対策、受験テクニックのみが強調されるおそれがあり、いたずらに競争を煽るだけでなく、広い知識と経験を有する優秀な人材の確保を目的とする採

用試験の趣旨に反する」旨を主張していた。この主張に対して、平成7年9月19日付けの公文書審査会の答申は、「受験対策及び筆記試験偏重については、試験問題を公開すれば、受験者が、安易に公開した問題等に沿った傾向と対策的な受験準備を行い、筆記試験に偏った学習をすることは十分予想される。しかしながら、実施機関が主張するように、採用に当たっては人材を多面的に評価しているのであれば、たまたま筆記試験がよい結果であっても、採用されない場合もあるのだから、この点については、特段の支障が生ずるとは考えられず、実施機関の主張は理由にならない」と明確に述べている。

以後、選考試験の問題の公開に向けての努力が求められたにもかかわらず、その努力を怠った実施機関は、平成10年11月19日付けの公文書審査会の答申によって、「選考試験問題を公開すること」との結論を突きつけられた。この答申でも、「受験対策、受験テクニックのみが強調されるおそれ」を強調する実施機関の主張が明確に退けられた。なお、この答申にもかかわらず、実施機関は当時請求された文書を公開せず、次年度試験の問題から公開した。当時と同様の主張を繰り返すことに、行政情報公開そのものに対する後ろ向きな行政姿勢をみる気がする。

実施機関は、理由説明書で、「これは要するに、当該部分を開示することにより、選考試験という事務事業の実施の目的が失われたり、この公正性、適切性に著しい支障を生ずるおそれがあるということである」と述べている。「選考試験という事務事業の実施の目的」とは、子どもたちの教育と県民生活の将来に直結する本県教育を担うにふさわしい人物を選考することではないか。実施機関は、「教員として必要とされる基礎的・基本的な能力を備え」「子どもの思考力・判断力・表現力を育成する指導力」を有するかどうか選考する旨強調している。そうであれば、実施機関が選考試験の判断基準としているそうした能力を積極的に明らかにし、その水準を備えた教員希望者を育成し、確保することが重要であり、そのためにも、試験問題、採点基準、正答例などを明らかにすることこそ有益ではないか。

実施機関は、正答例を開示することにより「正答の画一化を招くおそれ」と述べるが、その指摘は当たらない。論述問題が、個人の多様な考えに基づいて解答させることを趣旨とするものであれば、まさに受験者による解答では多様な意見、答案が予想されるのが当然であり、それを前提にした試験、採点が行われると考えるのが通常理解である。どのような考えをどのように表現することが評価されるのか、その一例が開示されることが、「正答の画一化を招く」との主張は、論述問題の意義を踏まえない暴論である。

実施機関は、「受験者が自己に有利な解釈をして、採点事務に対する無用な誤解を生じ公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が何を意味し、具体的な支障がどこに生じるかは不明であるが、この主張自

体、試験の公正性を損なうものではないか。採点者、試験実施者の解釈次第で、正答とも、誤答とも読み取り得る問題が出題されているという不透明感が拭いきれない。解釈次第で正答かもしれないと受け取られかねない出題は排除するか、明確な正答例を開示して、公正性を確保すべきであると考えます。

実施機関は、「何が重視され、どう評価するかという具体的な評価の内容が明らかとなる」ことにより、「受験者が、どのようにすれば高い評価が得られるかということをも予測し、偏った受験対策を採ることが可能となる」と述べている。また、公開すると「受験者が高得点を得るための偏った受験対策を講ずることが十分に予想される」と主張する。採用試験実施者の主張として理解し難い。子どもたちの教育とその未来に直結する選考試験は、「受験対策」が講じられたら、本来の試験趣旨に合致しない人物を選考するかもしれないと試験実施者が告白するような試験であってはならない。

模擬授業、集団討論、個人面接の試験においては、その場だけで、高い評価を得るための振る舞いをすることは不可能である。

「何が重視され、どう評価されるか」を知り、そうした評価を得るために努力することは、単に受験対策にとどまらず、「本県が採用したい教員」としての資質を向上させる努力と一致するものではないか。また、本県教育が望む資質を磨いた結果を「偏った受験対策」と呼び、そうした努力が報われない試験が実施されているとすれば、偏らない受験対策とは、いかなる行為か。

本県の過去の試験問題は、前述のような経過を経て、おおむね開示されている。いずれも、自分の資質・能力を磨き、自己の可能性を広げた上で受験することが望ましい内容であろう。この試験問題に対して、何の対策もせず試験会場に向かっても評価されないであろうことは、十分に予測できるものである。試験問題とその正答例、評価の基準などを公開することの有益性こそ重視すべきではないか。

「何が重視され、どう評価するかという具体的な評価の内容が明らかとなる」ことは、本県教育に貢献するに値する、教員として必要とされる基礎的・基本的な能力を備え、子どもの思考力・判断力・表現力を育成する指導力を、努力・自己教育力によって、磨いた受験者に対する選考が行われることになり、より、実施目的を適切に達成することが期待できる。

- (7) 異議申立人は2005年12月19日付けで異議申立書を提出した。この異議申立てに対し、実施機関は同年3月20日付けで広島県情報公開審査会に諮問し、理由説明書については、平成18年6月1日付けで提出している。

条例は、行政機関の「開示」等決定に対する異議申立てについて、速やかに審査会への諮問を義務づけている。しかし、実施機関の本件に係

る手続きは、「速やかな」対応とは言い難い。なぜ異議申立てが行われて諮問まで3か月余の時間を有するのか。なぜ諮問後、本件処分の「理由説明書」を提出するのに2か月を越える時間を要するのか。

実施機関の事務手続きの遅延は、行政情報公開に対する姿勢を反映している。それは、県民の権利を保障する観点よりも、行政機関の立場や仕事の都合を優先していることに起因していると言わざるを得ない。こうした手続きの遅延は、結果的に、行政情報公開請求後1年を経過しても、1本の異議申立ての結論さえ出されない事態を招いている。

本件請求で求めた行政情報は、毎年度実施されている選考試験に関わるもので、実施機関の手続きの遅延が、結果的に次年度の試験時期を見越した対応となっていることは、実施機関の行政情報公開請求に対する姿勢とともに、いっそう県民の権利を確保することよりも自らの行政上の立場を優先するものであると指摘しなければならない。

この事態は、条例趣旨に沿わないばかりか、実施機関の「理由説明書」の該当性、正当性にさえ疑問を持たざるを得ない事態を生じさせている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書について、部分開示とした理由などについては、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書の内容と不開示理由

(1) 専門科目採点基準（教職及び教科）について

教職に関する専門科目採点基準は、選考試験の第1次選考試験における教職に関する専門教育科目の採点を行うために作成した文書であり、問題番号、正答（例）、採点上の注意及び配点に係る情報が記載されている。

教科に関する専門科目採点基準は、選考試験の第1次選考試験における教科に関する専門教育科目の採点を行うために作成した文書であり、問題番号、正答（例）、採点上の注意及び配点に係る情報が記載されている。ただし、小学校における各教科に関する専門教育科目の採点を行うために作成された文書は、これらの情報のうちいずれかが記載されていない教科があるほか、どの教科も「受験番号」欄及び「氏名」欄がある。

これらの情報のうち不開示としたのは、論述問題に係る正答（例）、採点上の注意及び配点である。

正答（例）には、国語における漢字や読みがなを解答させるものなど特定の正答が定まっている客観問題に対する部分（択一式問題を含む。）と正答が必ずしも一通りでなく多様な正答が考えられる論述問題に対する部分がある。

本県では、論述問題を多く採用し、個人の多様な考えに基づいて解答

させることによって、教員として必要とされる基礎的・基本的な能力や子どもの思考力・判断力・表現力を育成する指導力を見ることとしているところである。

こうした意図に基づき作成した論述問題の正答（例）を開示することになれば、正答の画一化を招くおそれがあるのみならず、受験者が自己に有利な解釈をして、採点事務に対する無用の誤解を生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第10条第6号ニ（以下「第6号ニ」という。）に該当するものとして、不開示とすることが適当と判断した。

採点上の注意に記載された事項には、採点者が受験者それぞれの答案を採点する際、正答とすることができる範囲の基準や採点上のポイントなどの情報が記載されている。

これらの情報は、前記正答（例）と密接に関連しており、開示すれば、正答（例）と同様に受験者が自己に有利な解釈をして、採点事務に対する無用の誤解を生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるので、第6号ニに該当するものとして、不開示とすることが適当と判断した。

配点は、各問題に対する個別の配点の情報が記載されているが、第1次選考試験合格者の選考に当たっては、教職に関する専門教育科目又は教科に関する専門教育科目若しくは養護に関する専門科目、小論文、学習指導案（養護教諭を除く。）を基に、総合的に判断するものであって、項目によっては点数化されないものもあり、また点数化されるものについても、それが選考において占める割合は定まっていないことから、配点に係る情報を開示すると受験者がそれを自己に有利に解釈をして、無用の誤解を生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるので、第6号ニに該当するものとして、不開示とすることが適当と判断した。

このように、正答（例）、採点上の注意、配点を不開示としたところであるが、過去に出題された問題を分析し学習することは、従前から広く行われているし、高得点を得るためには、平素から基礎的学力の向上に努める必要もある。また、選考試験は、筆記試験のほか、面接試験、模擬授業等によって多面的に評価を行っていることから、開示により、真に教員としての資質・能力を備えた者の選考を行うことが困難になるとまでは言えない。

したがって、本件処分のうち、専門科目採点基準については、当初の判断を変更し、全部開示する。

(2) 模擬授業評定票について

模擬授業評定票は、選考試験の第2次選考試験における模擬授業の評定結果を記載するための様式であり、受験番号、評定者印、校種、教科、科

目、氏名、男・女、学習指導案、指導力、表現力、人物、着眼点、特記事項、指導案（aないしf）、総合評定（AないしF）及び総合評定のAないしF各評語の説明に係る情報が記載されている。これらの情報のうち不開示としたのは、着眼点、特記事項及び総合評定のAないしF各評語の説明である。

着眼点及び特記事項は、評価する際の観点を個別具体的に記述したものであり、これらは、得点化になじまないものを一定の裁量をもって評価するための基準であり、総合評価に関する情報である総合評定のAないしF各評語の説明と一体化した情報である。これらを公開すると、何が重視され、どう評価されるかという具体的な評価の内容が明らかとなる。

これらの情報が詳細に明らかになることにより、受験者がどのようにすれば高い評価が得られるかということ予測し、偏った受験対策を採ることが可能となる。その結果、受験者の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるので、第6号ニに該当するものとして、不開示とすることが適当と判断した。

(3) 合格者選考基準（第1次、第2次）について

第1次合格者選考基準は、選考試験の第1次選考試験の合格者を選考するに当たっての具体的な選考基準を示した文書であり、基本原則、第1次合格者数、配点・評価及び選考方法に係る情報が記載されている。

第2次合格者選考基準は、選考試験の第2次選考試験の合格者を選考するに当たっての具体的な選考基準を示した文書であり、基本原則、登載者数、配点・評価及び選考方法に係る情報が記載されている。これらの情報のうち不開示としたのは、配点、評価及び選考方法である。

これらの不開示とした情報は、選考試験の各試験の配点のウエイト等を示すものであり、このような選考に係る詳細な基準を公開すると、受験者が高得点を得るために偏った受験対策を講ずることが十分に予想される。その結果、受験生の適性、資質等を正確に判断し、教員としてふさわしい人物を採用することが困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるので、第6号ニに該当するものとして、不開示とすることが適当と判断した。

(4) 面接（集団討論）評定表及び面接試験評定票について

面接（集団討論）評定表は、選考試験の第2次選考試験における集団討論における集団討論の評定結果を記載するための様式であり、会場、グループ、評定者印、実施日、受験番号、氏名、評価の観点、具体的評価を記入する欄、特記事項、人物総評、総合評定（AないしF）及び総合評定のAないしF各評語の説明に係る情報で構成されている。これらの情報のうち不開示としたのは、具体的評価を記入する欄、特記事項及び総合評定の

AないしF各評語の説明である。

面接試験評定票は、選考試験の第2次選考試験における個人面接A及び個人面接Bにおいて受験者を評価するための様式であり、「A面接」にあつては、実施日、試験場、校種・教科・科目、受験番号、氏名、性別、評定者印、評定項目、着眼点、評定、特記事項、人物総評（AないしF）及び人物総評のAないしF各評語の説明で構成され、「B面接」にあつては、「A面接」と同様の項目のほか、聴取事項で構成されている。

これらの情報のうち不開示としたのは、「A面接」にあつては、着眼点、評定、特記事項及び人物総評のAないしF各評語の説明であり、「B面接」にあつては、「A面接」と同様の項目のほか、聴取事項である。

これらの情報は、受験者個々の応答に応じて個別に判定を行っているものであり、これらを公開すると、何をどう評価するかという具体的な評価の基準が明らかとなる。その結果、受験者がそれを意識した偏った行動をとることにより、受験者の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難になり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるので、第6号ニに該当するものとして、不開示とすることが適当と判断した。

(5) 実技試験採点票について

実技試験採点票は、選考試験の第2次選考試験における実技試験において受験者を評価するための様式であり、実技試験採点票と採点結果を記載した集計表に分かれている。これらは、実技試験ごとに文書の形式は異なるが、評価の対象として何に着眼するかを表す部分、評価する際の観点を個別具体的に記述した部分（以下この項において「評価の観点」という。）及び配点に係る情報が記載されている。これらの情報のうち不開示としたのは、評価の観点及び配点である。

評価の観点は、得点化がなじまないものを一定の裁量をもって評価するための基準であり、配点と一体化した情報である。これらを公開すると、何が重視され、どう評価されるかという具体的な評価の内容が明らかになるし、配点を公開することにより評価のウエイトが明らかとなる。また、受験者数や会場等の条件から実施方法が限定される中で、評価の観点及び配点が詳細に明らかになることにより、受験者がどのようにすれば高い評価が得られるかということを予測し、ウエイトの高い内容を重視した偏った受験対策を採ることが可能となる。その結果、受験生の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるので、第6号ニに該当するものとして、不開示とすることが適当と判断した。

本件各対象文書の不開示とした部分を開示することにより生ずる事務又は事業への支障については、前記（1）から（5）で述べたとおりであるが、これは要するに、当該部分を開示することにより、選考試験という事務事業の実施の目的が失われたり、その公正性、適切性に著しい支障を生

ずるおそれがあるということである。

そうすると、本件対象文書は、条例第10条第6号イにいう「……試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」がある情報が記載されているものということになるから、こうした観点からも、本件処分の正当性が裏付けられる。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、最高裁平成14年10月11日第二小法廷判決に依拠して、本件対象文書の一部を不開示としたことが不当であるなどと主張するが、同判決は、選考試験のうちの教職教養筆記審査の択一式問題とその解答は、受審者の間で、従来から、過去の教職教養筆記審査の出題例を編集した市販の問題集等を用いた受審準備が行われているなどの事情の下においては、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に関する情報についての非開示事由を定める高知県情報公開条例第6条第8号に該当しないと判示したものであって、事案を異にし、本件に適切でない。

すなわち、当委員会においては、もとより「問題」そのものについては、それが「択一式」であるかどうかにかかわらず公開しているし、択一式問題及び客観問題の解答については開示している。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成17年度及び18年度の広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験（以下「本件選考試験」という。）に係る採点基準のうち、次の文書である。

- ・教職に関する専門教育科目採点基準
- ・教科に関する専門教育科目採点基準
- ・模擬授業評定票
- ・面接（集団討論）評定表
- ・面接試験評定票
- ・実技試験採点票
- ・第1次合格者選考基準
- ・第2次合格者選考基準

実施機関は、本件対象文書には、条例第10条第6号に該当する情報が含まれているとして、当該部分を不開示とし、本件処分を行ったと主張している。

2 本件処分の妥当性について

条例第10条第6号（以下「第6号」という。）は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とするべき情報として定めている。

実施機関は、本件対象文書を開示することにより、第6号のうち、特に、イ「監査、検査、取締り、許可、認可、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」及びニ「人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があると主張している。

本件対象文書は、すべて本件選考試験に係る採点基準であるが、それぞれ独立した文書であることから、各文書について、第6号該当性について個別に検討を行う。

ア 専門教育科目採点基準（教職、教科）について

本件対象文書のうち専門教育科目採点基準（以下「本件対象文書1」という。）は、本件選考試験の第1次選考試験で実施された教職に関する専門教育科目又は教科に関する専門教育科目に係る採点を行うため、実施機関が作成した文書である。

当該文書には、問題番号、正答（例）、採点上の注意及び配点に係る情報が記載されている。このうち、本件処分で不開示とされた情報は、正答（例）のうち論述問題に係るもの、採点上の注意及び配点である。

しかし、実施機関は、意見陳述において、本件対象文書1で不開示としたこれらの情報を今後は開示すると述べている。これは、異議申立人が別に行った、平成21年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験（以下「平成21年度の選考試験」という。）に係る採点基準についての行政文書開示請求に対し、実施機関が、専門教育科目採点基準を全部開示したことを受けてのことである。

実施機関は、過去に出題された問題を学習し分析することは市販の問題集で従前から広く行なわれているし、選考試験は、筆記試験だけでなく、面接試験、模擬授業等によって多角的に行われており、専門教育科目採点基準を開示することにより、教員としての資質・能力を備えた者の選考を行うことが困難になるとは言えないと判断したと説明している。

当審査会で本件対象文書1及び平成21年度の選考試験の専門教育科目採点基準を見分したところ、記載内容に著しい違いも見られなかったため、実施機関の説明のとおり、開示することが妥当であると判断する。

イ 模擬授業評定票について

本件対象文書のうち模擬授業評定票（以下「本件対象文書2」という。）は、本件選考試験の第2次選考試験における模擬授業の評定結果を記載するため、実施機関が作成した書式である。

当該文書には、一般的な情報として、日付、受験会場名、受験番号、

評定者印，校種，教科，科目，氏名，性別の記載等を行う欄がある。そして，評価に関する情報として，学習指導，指導力，表現力，人物の各項目についての着眼点及び特記事項，指導案及び総合評定の評価欄並びに総合評定のAからFの各評語の説明が記載されている。このうち不開示とされた情報は，着眼点，特記事項及び総合評定AからFの各評語の説明である。

実施機関は，不開示とした情報を開示すると，何が重視され，どう評価されるかという具体的な評価の内容が明らかになる。そして，このことによって，受験者がどのようにすれば高い評価を得られるかということ予測し，偏った受験対策を採ることが可能となり，その結果，受験者の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難となり，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

審査会で本件対象文書2を見分したところ，不開示情報は評価の観点に係る情報と評価の方法に係る情報に大別できるため，それぞれについて，条例第10条第6号の該当性を検討する。

まず，評価の観点に係る情報は，着眼点のうち，着眼点を語句及び文章で説明している部分である。この部分には，模擬授業において，実施機関が特に注目する観点が記載されていると認められる。このことから，実施機関の主張するとおり，開示によって受験者が対策を採ることは予想され得る。

しかし，文部科学省所管の教育職員養成審議会が平成11年12月10日付けで行った「養成と採用・研修との連携の円滑化について」（第3次答申）において，「採用側において，採用選考に当たり重視する視点を公表することにより，求める教員像を明確化することなどの改善を図ることが必要」と指摘している。そして，文部科学省が平成20年9月9日に発表した「教員採用の在り方等に関する点検結果」によれば，評価の観点に係る情報については，その内容に差異はあると思われるものの，全国的に公表する方向にあると認められる。

また，評価の観点に係る情報は，いわば，実施機関として「求める教員」に必要とされる資質等を表したものである。そうすると，受験者が評価の観点に係る情報について対策を講じることは，当該資質等を伸ばすことになるのだから，評価の観点に係る情報を公表したとしても，実施機関が求める資質を伸ばすよう努力した受験者について選考を行うこととなり，選考試験の目的が損なわれるおそれはなく，むしろ，選考試験の目的により適うこととなると考えられる。

こうしたことから，本件対象文書2のうち評価の観点に係る情報については，開示すべきである。

次に，評価の方法に係る情報は，着眼点のうち，評価の観点に係る情報以外の部分，特記事項及び総合評定AからFの各評語の説明であ

る。これらの情報は、採用に当たっての実施機関の具体的な評価の方法に関するものである。このような人事管理における具体的な評価の方法が開示されれば、条例第10条第6号ニに規定する「公正かつ円滑な人事の確保」に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

このため、本件対象文書2のうち、評価の方法に係る情報については、不開示とした実施機関の判断は妥当と認められる。

ウ 面接（集団討論）評価表について

本件対象文書のうち面接（集団討論）評価表（以下「本件対象文書3」という。）は、本件選考試験の第2次選考試験における集団討論の結果を記載するため、実施機関が作成した書式である。

当該文書には、一般的な情報として、受験会場名、グループ名、評定者印、日付、受験番号、氏名の記載等を行う欄がある。そして、評価に関する情報として、評価の観点、具体的評価を記入する欄、特記事項、人物総評、総合評価欄及び総合評価のAからFの各評語の説明が記載されている。このうち不開示とされた情報は、具体的評価を記入する欄、特記事項及び総合評価AからFの各評語の説明である。

当審査会で、本件対象文書3を見分したところ、本件対象文書2の着眼点のような評価の観点に係る情報は記載されておらず、不開示とされた情報は、すべて具体的な評価の方法に係る情報であると認められた。

このため、本件対象文書3で不開示とした情報は、評価の方法に係る情報として、上記イで述べているとおり、条例第10条第6号に該当すると認められるため、不開示とした実施機関の判断は妥当と認められる。

エ 面接試験評価票について

本件対象文書のうち面接試験評価票（以下「本件対象文書4」という。）は、本件選考試験の第2次選考試験における個人面接A及び個人面接Bにおいて受験者を評価するため、実施機関が作成した書式である。

当該文書には、一般的な情報として、日付、受験会場名、校種・教科・科目名、受験番号、氏名、性別及び評定者印の記載等を行う欄がある。そして、評価に関する情報として、態度、表現力・判断力、協調性・堅実性、積極性、意欲・資質等、実践的指導力の各評価項目についての着眼点及び評価並びに特記事項、人物総評及び人物総評価欄のAからFの各評語の説明があり、個人面接Bについては、これに加えて聴取事項がある。このうち不開示とされた情報は、評価項目に係る表題（以下「表題部分」という。）、着眼点、評価、特記事項、人物総評価欄のAからFの各評語の説明及び個人面接Bに係る聴取事項である。

当審査会で本件対象文書4を見分したところ、不開示情報は評価の

観点に係る情報と評価の方法に係る情報に大別できる。

このうち評価の観点に係る情報は、着眼点のうち評定項目を説明している部分であるが、この情報は上記イで述べているとおり、開示すべき情報である。そして、この情報以外については、具体的な評価の方法に係る情報であると認められるため、上記イで述べているとおり、不開示とした実施機関の判断は妥当と認められる。

なお、表題部分については、評価の方法に係る情報ではないし、これらの情報を開示したとしても、条例第10条第6号イ及びニを含めて、同号に規定されている事務又は事業の適正な遂行には支障を及ぼすおそれは認められないため、開示すべきである。

オ 実技試験採点票について

本件対象文書のうち実技試験採点票（以下「本件対象文書5」という。）は、本件選考試験の第2次選考試験における実技試験において受験者を評価するため、実施機関が作成した書式である。

当該文書は、各教科ごとに様式が異なっており、その記載内容は同一ではないが、実施機関が不開示とした情報は、評価の対象として何に着眼するかを明示し、評価する際の観点を個別具体的に記述した部分（以下「実技試験の着眼点」という。）及び配点である。

また、実施機関は、実技試験の着眼点及び配点とは別に、中学校等の音楽科における試験員欄に記載されている語句（以下「音楽科の特定不開示部分」という。）及び平成18年度中学校技術・家庭科（技術）における「技術とものづくり」に係る採点表の「評価の観点」の右側の欄に記載されている情報（以下「技術科の特定不開示部分」という。）についても、不開示としている。

実施機関が不開示とした情報のうち、実技試験の着眼点については、評価の観点に係る情報であると認められる。そうすると、この情報については、上記イで判断したとおり、開示すべき情報である。

そして、配点は、具体的な評価の方法に係る情報であるため、上記イで述べているとおり、不開示とした実施機関の判断は妥当であると認められる。

なお、音楽科の特定不開示部分及び技術科の特定不開示部分は、いずれも評価の方法に係る情報ではないし、これらの情報を開示したとしても、条例第10条第6号イ及びニを含めて、同号に規定されている事務又は事業の適正な遂行には支障を及ぼすおそれは認められないため、開示すべきである。

カ 合格者選考基準（第1次、第2次）について

本件対象文書のうち第1次合格者選考基準（以下「本件対象文書6」という。）及び第2次合格者選考基準（以下「本件対象文書7」という。）

は、本件選考試験の第1次及び第2次試験における合格者を選考するに当たっての具体的な選考基準を示した文書である。

当該文書には、基本原則、第1次合格者数又は登載者数、配点・評価及び選考方法に係る情報が記載されている。このうち不開示とされたのは、配点・評価及び選考方法に係る情報である。

当審査会で、本件対象文書6及び本件対象文書7を見分したところ、不開示とされた情報は、そのほとんどが評価の方法に係る情報に該当するものであったが、一部については、記載内容等を踏まえて、個別に検討することが必要と考えられたため、具体的な検討を行い、次のとおり判断した。

まず、本件対象文書6については、「3 配点・評価」に記載されている(1)の筆記試験の教職に関する専門教育科目に係る配点、教科に関する専門教育科目の配点及び養護に関する専門科目に係る配点については、本件対象文書1を開示することにより、配点が明らかになるのであるから、対象文書1により明らかになる範囲内において、配点を開示すべきである。そして、(2)の小論文に係る情報については、開示により、実施機関が主張しているような「公正かつ円滑な人事の確保」に支障が生じるとは認められず、開示すべきである。

また、「4 選考方法」のうち(1)及び(2)に記載されている情報は、具体的な評価の方法というよりも、むしろ、選考に係る基本原則を述べている部分であり、開示すべきである。ただし、(1)において、本筆記試験の配点に関する情報以外の配点に関する情報及び「4 選考方法」の(1)、(2)の記載内容に関して、別記されている基準の部分については、具体的な評価の方法に係る情報と認められるため、不開示とすべきである。

次に、本件対象文書7については、「5 選考方法」のうち(2)に記述されている内容は、開示により実施機関が主張しているような「公正かつ円滑な人事の確保」に支障が生じるとは認められず開示すべきである。

なお、(2)の記載内容に関して別記されている基準の部分は、具体的な評価の方法に係る情報と認められるため、不開示とすべきである。

本件対象文書6及び本件対象文書7における、上記以外の不開示情報については、具体的な評価の方法に係る情報であるため、上記イで述べているとおり、不開示とした実施機関の判断は妥当であると認められる。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 表

本件請求に関する開示請求の内容等は、次のとおりであり、本件選考試験に係る文書を対象としている。

開示請求内容	対象行政文書
「教職に関する専門教育科目」解答例 (記述式解答例を含む) 全校種, 全 教科分	教職に関する専門教育科目採点基準
「教職に関する専門教育科目」採点基 準及び配点 全校種, 全教科分	
「教科に関する専門教育科目」採点基 準及び配点 全校種, 全教科分	教科に関する専門教育科目採点基準
「模擬授業」の採点基準及び配点 全校種, 全教科分	模擬授業評定票
「集団討論」評価票, 評価基準及び配 点 全校種, 全教科分	面接(集団討論)評定表
「個人面接」評価票, 「個人面接」評 価基準及び配点 全校種, 全教科分	面接試験評定票
実技試験採点票, 実技試験採点基準及 び配点 全校種, 全教科分	実技試験採点票
一次試験総合判定の配点及び判定基 準 全校種, 全教科分	第1次合格者選考基準
二次試験総合判定の配点及び判定基 準 全校種, 全教科分	第2次合格者選考基準

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 3. 22	・ 諮問を受けた。
18. 3. 27	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 6. 1	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
18. 6. 2	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 7. 31	・ 異議申立人から意見書を收受した。 ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
20. 12. 9 (平成20年度第8回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
20. 12. 25 (平成20年度第9回第1部会)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
21. 1. 28 (平成20年度第10回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
21. 2. 26 (平成20年度第11回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
21. 3. 25 (平成20年度第12回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
21. 4. 28 (平成21年度第1回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
眞 田 文 人	弁護士
鈴 木 玉 緒	広島大学大学院社会科学研究科准教授
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授